

第4章 補助事業を活用する

1 補助事業・補助金のしくみ

補助事業とは、国や地方公共団体が税金などの財源を元に、条件の合った団体や個人等へ助成（経費の負担）を行って進める事業のことです。このような行政の負担分を補助金と呼んでいます。

造林公共補助事業は、森林所有者がご自身で植林、下刈、除伐、間伐等の施業や簡易作業道を開設した場合、あるいは森林組合等にその施業等を委託した場合に、一定の条件を満たせば、要した経費の一部を補助する制度です。

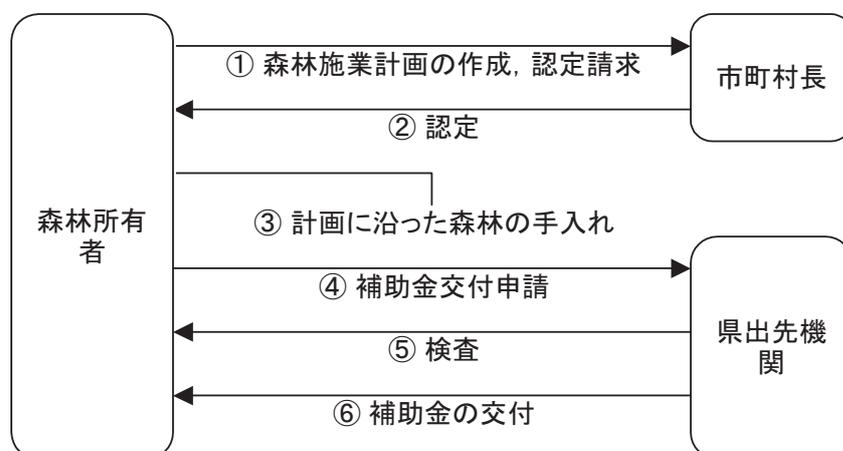
2 補助金を活用するには

補助を受けるには、次のような要件を満たす必要があります。

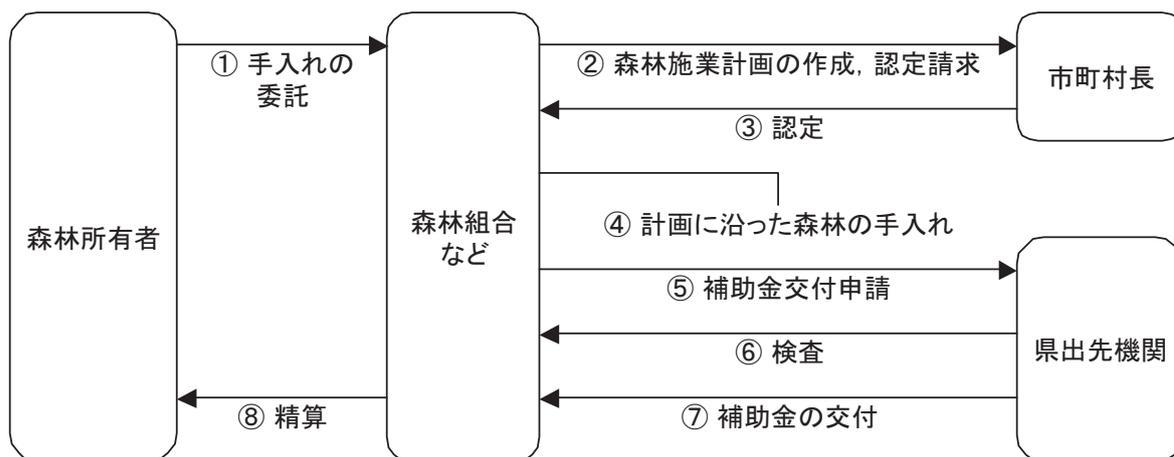
- ① 県が作成する地域森林計画に位置づけられている森林での作業が補助対象となります。このため、農地や住宅地、ゴルフ場など開発された森林で実施する作業は対象となりません。
- ② 1つの実施区域で0.1ha以上の面積が必要です。
- ③ 手入れの内容ごとに、補助の対象となる林齢（植栽してからの森林の年齢）が決められています。
- ④ 補助の申請は、手入れ終了後となり、県の検査を受けた後、補助が受けられます。申請は個人の方でも可能ですが、手入れを行った場所の面積を確定するための測量や書類の作成が必要となることから、一般的には森林組合などへお願いしてもらうこととなります。
- ⑤ 皆さん自らが手入れを行った上で申請をしようとする場合は、事前に「森林施業計画」を作成し、市町村長の認定を受けていただく必要があります。

[補助を手続きの流れ]

- ① 森林所有者自ら手入れを行い補助金を申請する場合



② 森林組合などに作業を委託する場合



この場合は、森林の手入れから補助金の申請まで、森林組合などが一元的に行ってくれます。

なお、補助対象となる主な施業等は次のとおりですが、詳しい要件等については、事前に最寄りの森林組合、市町村または県出先機関（林務担当）に確認する必要があります。

作 業 種	補 助 対 象	
造 林		スギ・ヒノキ等の人工林伐採跡地に植栽，1,000本/ha以上の植栽密度が必要，主に2～3月頃植栽
下 刈 り		1～5年生までの人工林での下刈り，6～9月の間に実施
切り捨て間伐		11～60年生の人工林での切り捨て間伐，本数伐採率は概ね30%
枝 打 ち		11～30年生のヒノキ人工林が対象，高さ2m～4mまで
搬出間伐		26年生～90年生の人工林で実施する搬出間伐，本数伐採率20～30%（一部高齢級は～50%）
作業道開設		造林・保育施業・搬出間伐などのために利用する，幅員2m程度の簡易な作業道の開設

3 森林整備地域活動支援交付金事業

補助金とは別に、森林づくりのための条件整備を支援する交付金制度です。平成 14 年度からスタートした制度で、市町村が窓口となっています。

- 対象となる作業

森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備など

- 対象となる森林

森林施業計画の認定を受けた森林です。認定を受けるには 30ha 以上のまとまった森林が必要ですが、合計 30ha を越えるように森林所有者が共同策定してもかまいません。

- 対象となる人

森林施業計画を作成した人です。森林施業計画を共同で作成している場合には、計画に参画していれば対象となります。

詳しい事業のご相談は、森林の所有する市町村を管轄している県の出先機関または森林組合にご相談ください。(詳しくは、関係機関問い合わせ一覧表を参照)

4 融資制度

日本政策金融公庫（J F C）農林水産事業（旧農林漁業金融公庫）が融資を行う資金です。農林漁業金融公庫は政府関係機関のため、民間の金融機関に比べ、長期かつ低利の固定金利で融資を受けられます。事業計画に応じてさまざまな種類の資金があり、比較的融資額が大きく、償還期間（据置措置）も長くなっています。

林業関係では、林地取得や造林・保育、林道整備、機械・設備の整備など、幅広い事業計画に合わせて 20 に近い資金があり、それぞれ年利 1 ～ 2% 台の低利かつ 20 ～ 30 年の長期にわたって借りられる資金が多いのが特徴です。また、借入限度額は資金によって異なりますので、下記の融資窓口まで相談してください。

□ 日本政策金融公庫・徳島支店

徳島市中洲町 1 丁目 5 8 (TEL 088-656-6880)

トピックス

● 間伐材の搬出と利用

健全な森林の育成に欠かせない作業が「間伐」です。

これまでは、その大半が林内に伐り捨てられていましたが、県では、平成17年度から高性能林業機械と作業路網を活用して効率的な間伐材の生産を行う「林業飛躍プロジェクト（平成18年度までの2年間は「林業再生プロジェクト）」を進めており、取り組んでいる森林組合などによって搬出される間伐材が増えています。

搬出された間伐材は、建築用材として利用されるとともに、質の低い材は県内の高性能林業機械と作業路網を活用して効率的な間伐材の生産を行い、合板やMDF（木質ボード）として有効活用が図られています。

